

排水管等埋設に伴う標準図

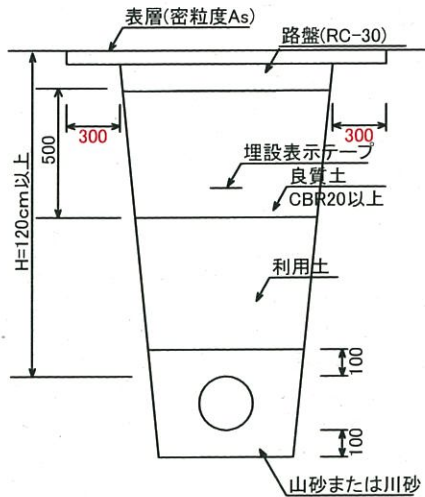
平成27年10月1日改訂

① 道路の地下に、限定された者が使用する施設を設けるにあたり、その施設の上端と道路面との距離(H)が60cm以上確保できる場合は道路占用許可(道路占用工事)扱いとする。

② 道路の地下に、限定された者が使用する施設を設けるにあたり、その施設の上端と道路面との距離(H)が60cm以上確保できない場合は道路施工承認(道路自費工事)扱いとする。

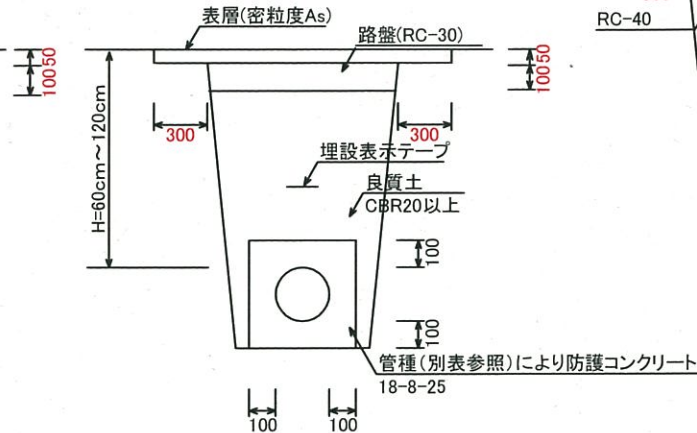
<道路占用工事>

H=120cm以上の場合



※舗装構成は原則一車線の場合(二車線以上の場合は協議必要)

H=60cm~120cmの場合



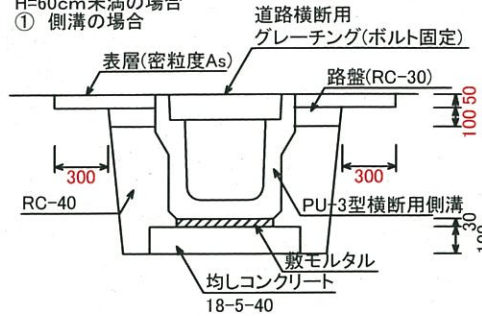
原型復旧の舗装構成を原則とする

標準図であり、道路の状況に合わせて変更する必要がある

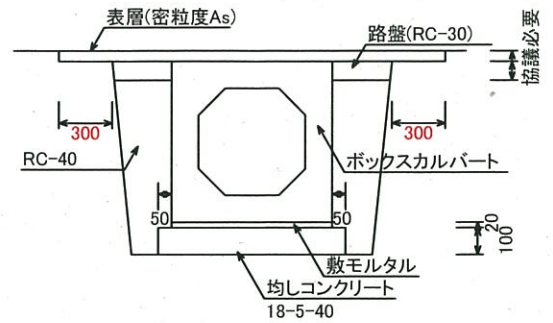
<道路自費工事>

H=60cm未満の場合

① 側溝の場合



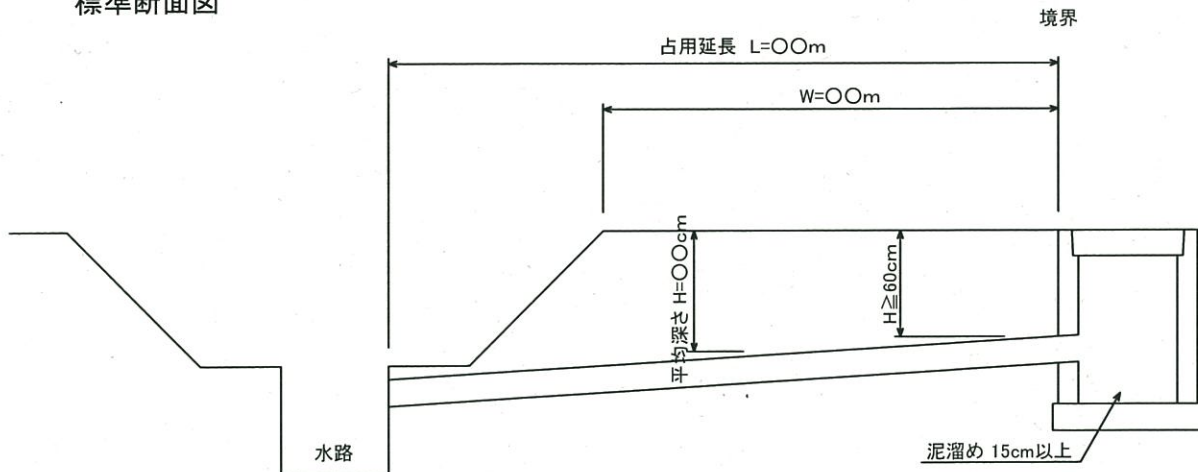
② 2車線以上は原則ボックスカルバートとする



<別表> 埋設管として認める管種口径(防護コンクリートが不要な管種)

事業名	管路等の種類(規格)	管径
水道事業	鋼管(JIS G 3452)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JIS K 6742)	300mm以下のもの
	水道配水用ポリエチレン管(JWWA K 144)	200mm以下で 外径/厚さ=11のもの
ガス事業	鋼管(JIS G 3452)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	30mm以下のもの
	ポリエチレン管(JIS K 6774)	300mm以下のもの
下水道事業	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
	強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
	陶管(JIS R 1201)	300mm以下のもの
電気管	鋼管(JIS G 3452)	250mm以下のもの
	強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	250mm以下のもの
	対衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
	コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54kg/m ² 以上)	φ125*9条以下のもの
電気通信管	硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	75mm以下のもの
	陶管(JIS R 1201)	75mm以下のもの

標準断面図



道路舗装構成

